

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	統計・調査に対する協力

局名	労働基準局
----	-------

I. 労務費率調査

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

・ 調査の目的

建設事業における労働保険料の申告に際して、賃金総額の算定が困難な場合に用いるものとして、労働保険徴収法施行規則において労務費率を定めているところ、本調査は、建設事業における、下請けへの支払も含めた賃金実態に即した労務費率を定めるために、3年毎に実施している一般統計である。

・ 調査系統

郵送調査（厚生労働省←→事業場）

・ 調査客体

建設業者（約1万事業場）

・ 調査項目数

16問

・ 調査期間

約4週間

② 電子化の状況

すべて紙媒体による調査である。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

【取組内容】

現状、調査票の項目数が16項目となっているところ、精度向上のために標本設計上の更なる工夫を行うことにより、次回調査（平成32年度）においては項目数を12前後まで削減する。これにより、行政手続コストを25%削減する。

【スケジュール】

次回調査（平成32年度）より実施。

Ⅱ. 最低賃金に関する実態調査

1 手続の概要及び電子化の状況

① 手続の概要

・ 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改定等の審議に資することを目的とする。

・ 調査の内容

〈賃金改定状況調査票〉

前年6月時点及び当年6月時点の所定労働時間数、基本給額・諸手当等について、事業所ごとに調査する。

〈最低賃金に関する基礎調査票〉

当年6月時点の所定労働時間数、基本給額・諸手当等について、事業所ごとに調査する。

② 電子化の状況

・ 調査票は厚生労働省 HP からダウンロード可能。

・ 調査票の提出はすべて紙媒体である。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

【取組内容】

最低賃金に関する基礎調査票は 10 万事業所を調査対象としているが、これを7万8500 事業所に削減する。なお、賃金改定状況調査票（1万事業所）については変更しない。これにより、行政手続コストを20%削減する。

【スケジュール】

平成31年度までに実施。

3 コスト計測

コスト計測の方法及び時期

調査対象者にヒアリングを実施してコストを算定する。調査に関連して、調査対象者とやりとりする機会をとらえてヒアリングを実施するため、おおむね5月～6月に実施する。